

高知市認可外保育施設物価高騰対策臨時特例給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市認可外保育施設物価高騰対策臨時特例給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援し、負担の軽減を図ることを目的とし、令和8年2月から同年3月までの認可外保育施設の利用に係る費用を支払った者に対して実施する高知市認可外保育施設物価高騰対策臨時特例給付金給付事業（以下「給付事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達成するために、高知市認可外保育施設物価高騰対策臨時特例給付金として市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 給付対象期間 令和8年2月1日から同年3月31日までの期間をいう。
- (3) 給付対象児童 次に掲げる要件を満たす者をいう。
 - ア 本市の住民基本台帳に記録されている者
 - イ 平成31年4月2日から令和8年3月31日までの間に出生した者
- (4) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する届出がなされた施設をいう。

(実施主体)

第3条 給付事業の実施主体は、市とする。

(給付対象者)

第4条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、別表に定める給付金の算定対象となる費用（以下「給付対象費用」という。）を支払った者とする。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、給付金の給付の対象としない。

(給付金の給付)

第5条 市長は、給付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を給付する。

2 前項の規定により給付対象者に対して給付する給付金の額は、給付対象費用又は別表により算出した給付限度額のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(給付金の給付申請)

第6条 給付金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、高知市認可外保育施設物価高騰対策臨時特例給付金給付申請書兼請求書（様式第1号。以下「給付申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(給付金の給付申請期限)

第7条 前条の申請の期限は、令和8年5月22日とする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(給付の決定)

第8条 市長は第6条の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適当と認めるときは、当該申請をした申請者に対し、給付金を給付し、適当でないとしたときは、所定の高知市認可外保育施設物価高騰対策臨時特例給付金不支給通知書により、当該給付対象者に通知するものとする。

(給付金の給付等に関する周知)

第9条 市長は、給付金の給付に当たり、給付の要件、申請の方法、申請期限等の概要について、広報誌への掲載その他の適切な方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第7条に規定する申請期限までに給付対象者から第6条の申請がなかった場合は、給付対象者が当該申請に係る給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条の申請を受理した後に、給付申請書の不備による給付金の給付不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、給付申請書の補正が行われなかったことその他申請者の責めに帰すべき事由により、令和9年3月31日までに給付金を給付できなかったときは、当該給付金に係る申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、第8条の規定により給付金の給付決定を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）及びその給付対象児童が、給付決定後に給付の要件を満たさないことが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により給付決定者が給付金の給付を受けたことが明らかになったときは、当該給付決定を取り消し、給付を行った給付金の返還を求めるものとする。

(調査等)

第12条 市長は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付決定者及びその給付対象児童に対し、必要な調査を行うことができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に給付決定を受けた給付金については、なお従前の例による。

別表

区分		給付対象費用	給付限度額
給付対象児童の年齢が3歳未満児の場合	認可外保育施設（企業主導型保育所を除く。）	給付対象者が施設等利用給付認定を受けていない場合	保育料及び給食費 1月当たり42,000円
		給付対象者が施設等利用給付認定を受けている場合	給食費（給付対象期間において、施設等利用給付を受けた額が1月当たり42,000円に達していない月分に限る。） 1月当たり42,000円から施設等利用給付を受けた額を差し引いた額又は7,900円のいずれか少ない方の額
	企業主導型保育所	無償化の措置を受けていない場合	保育料及び給食費 1月当たり42,000円
		無償化の措置を受けている場合	給食費（給付対象期間において、無償化の措置を受けた額が 1月当たり42,000円から無償化の措置を受けた額を差し引い

			1月当たり42,000円に達していない月分に限る。)	た額又は7,900円のいずれか少ない方の額
給付対象児童の年齢が3歳以上児の場合	認可外保育施設（企業主導型保育所を除く。）	給付対象者が施設等利用給付認定を受けていない場合	保育料	1月当たり37,000円
		給付対象者が施設等利用給付認定を受けている場合	給食費	1月当たり4,900円
	企業主導型保育所	無償化の措置を受けていない場合	保育料	1月当たり37,000円
		無償化の措置を受けている場合	給食費	1月当たり4,900円

備考

- 1 この表において「3歳未満児」とは、第6条の申請の日の属する年度の初日において3歳に達していない給付対象児童をいい、その給付対象児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 2 この表において「企業主導型保育所」とは、認可外保育施設のうち、内閣府による企業主導型保育事業の助成を受けて運営を行っている施設をいう。
- 3 この表において「保育料」及び「給食費」とは、給付対象者が給付対象児童に係る利用料（給付対象期間の分に限る。）として認可外保育施設に支払った費用とする。ただし、次に掲げる費用は除く。
 - (1) 一時的な利用に係る費用
 - (2) 特定教育・保育施設等と併用した利用に係る費用
- 4 この表において「無償化の措置」とは、子ども・子育て拠出金によってなされる企業主導型保育所の利用料を無償化する措置をいう。
- 5 給付対象期間において、給付対象児童が月の途中で転入、転出等した場合における当該月分の給付限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式によって得られる額とする。
 - (1) 月の途中で本市から転出した場合 $\text{当該月分の給付限度額} \times \text{当該月の初日から転出した日までの日数} \div \text{当該月の初日から末日までの日数}$
 - (2) 月の途中で本市へ転入した場合 $\text{当該月分の給付限度額} \times \text{転入した日から当該月の末日までの日数} \div \text{当該月の初日から末日までの日数}$